

Viewpoint

若年層のための資産形成と 非課税制度の活用 ～Workplace NISA～

フィデリティ退職・投資教育研究所発行

8

2014.01

フィデリティ投信株式会社



目次

若年層のための資産形成と非課税制度の活用 ～Workplace NISA～

第1章 現在の20代、30代が抱える課題 …………… P3

1. 退職後に1億円を超える必要総額も
2. 公的年金でカバーできない必要額
働き方の多様化が大きな懸念材料に
「標準世帯」では見えない時代
人口構造の変化が示唆するもの

第2章 求められる自助努力 …………… P9

1. 退職後の資産形成の重要性に対する理解不足
2. 20代、30代のための退職後資産の形成—逆算の資産準備の考え方
使うだけの時代—76歳から95歳
使いながら運用する時代—60歳から75歳
退職後の必要額は「引き出し総額」で考える
積み立てる時代—30歳からのステップアップ投資
30歳から75歳までの資産運用—45年間平均で年率3%の収益率
退職金、再雇用をどう考えるか

第3章 確定拠出年金と少額投資非課税制度の共用 …………… P12

1. 自助努力のための非課税制度
2. 確定拠出年金だけで老後準備は十分か
確定拠出年金の拠出額だけでは足りない自助努力
確定拠出年金に対する加入者の不満と現実的な解決策
3. 確定拠出年金とNISAの相互補完性—Workplace NISAに向けて
Workplace NISAで老後資産形成を
課題は時間分散の理解
4. Workplace NISAを見据えたNISAと確定拠出年金の制度改善の方向

英国におけるWorkplace ISAとは …………… P18

若年層のための資産形成と非課税制度の活用 ～Workplace NISA～

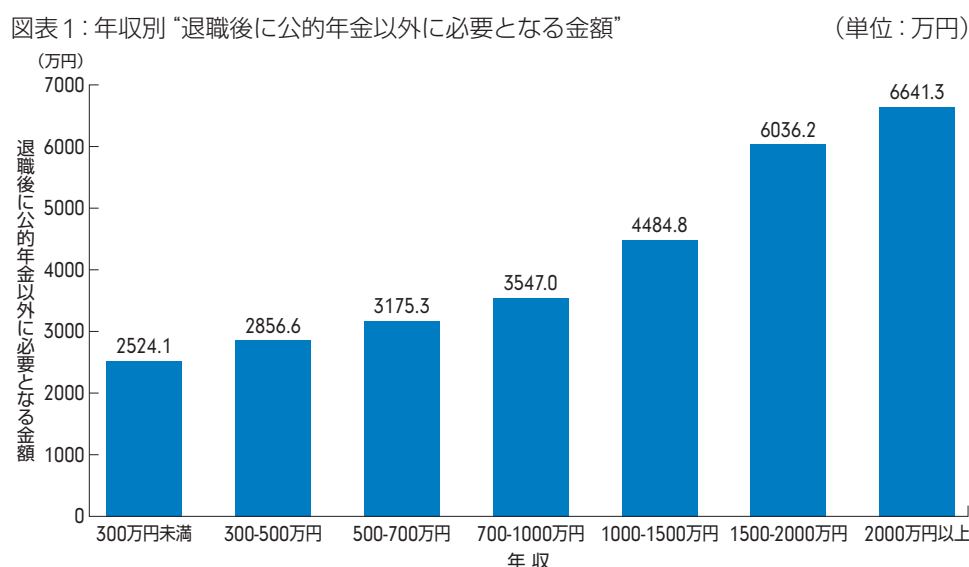
第1章 現在の20代、30代が抱える課題

人口構造の変化は社会にダイナミックな変化をもたらす。少子高齢化は日本の社会、経済の有り様を大きく変え、個人はその変化のうねりから大きな影響を受けるとともに、そのうねりの一つ一つを構成する単位でもある。人口構造のうねりの構成単位としての個人は、その中で収斂された動きをしているわけではなく、個人の生活は従来以上の多様性をみせながら、その平均値として人口構造のうねりを醸し出している。

現在の20代、30代が抱える課題は多様化する生活パターンとそれが収斂された結果としての超高齢社会の到来が自身の退職後の生活保障を難しいものにしていく点だ。

1. 退職後に1億円を超える必要総額も

人はより良い生活を求めて一生懸命働き、年収を上げることに努力する。その一方で一度生活水準が上がってしまうと、簡単にはそれを放棄できない。これは退職においても同様で、退職したからといって、生活水準を簡単に引き下げることにはできないものだ。フィデリティ退職・投資教育研究所が2013年4月に実施したサラリーマン1万人アンケートの結果では、「年収が高い人ほど年金以外に必要と考える資金総額が高い」ことがわかった。



(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所 サラリーマン1万人アンケート、2013年4月実施

実際には退職後にどれだけの資金が必要になるだろうか。厚生労働省が発表している「老齢年金受給者実態調査 平成23年」によると5歳刻みの年齢別世帯支出額は月額ほぼ20万円台後半で推移している。これをもとに60歳以降95歳までの35年間(注1)を対象に累計すると、1億1784万円と算出される。

図表2：夫の年齢階層別、世帯支出の平均額(夫婦世帯)

	全体の平均	うち世帯として厚生年金・共済を得ている世帯
60歳以上－65歳未満	29.9万円	29.9万円
65歳以上－70歳未満	29.5万円	29.6万円
70歳以上－75歳未満	28.3万円	28.3万円
75歳以上－80歳未満	26.6万円	27.1万円
80歳以上－85歳未満	27.5万円	28.0万円
85歳以上－90歳未満	28.8万円	29.1万円
90歳以上	25.8万円	26.6万円
平均	28.3万円	28.5万円

(出所) 厚生労働省老齢年金受給者実態調査 平成23年

一方、フィデリティ退職・投資教育研究所が2009年に家計調査をもとに分析した結果では、65歳以上の生活費の総額は50代後半の生活費の68%であった(注2)。すなわち、退職後は、退職直前年収の7割弱が必要になると推計した。例えば年収600万円の50代後半の男性の場合(注3)、その68%として年間408万円、60歳で退職し、95歳までの35年間で累計1億4280万円が必要と計算される。

いずれも35年間で1億2000-4000万円程度の生活費総額が必要になることを示唆している。もちろん、後述する通り公的年金でこの多くがカバーされるとすれば、自助努力で用意する必要がある金額はこのすべてではない。

2. 公的年金でカバーできない必要額

自助努力による資産形成の規模を考えるためには、必要額のうちどれくらいを公的年金でカバーできるかを想定しておく必要がある。厚生労働省の老齢年金受給者実態調査によると、男性の受給平均額は179.4万円、女性の受給額は平均で94.3万円。単純に考えると夫婦で受け取れる老齢年金の金額は273.7万円が平均値ということになる。35年間累計で9580万円となり、必要額に対して3000-4000万円程度不足することになる。

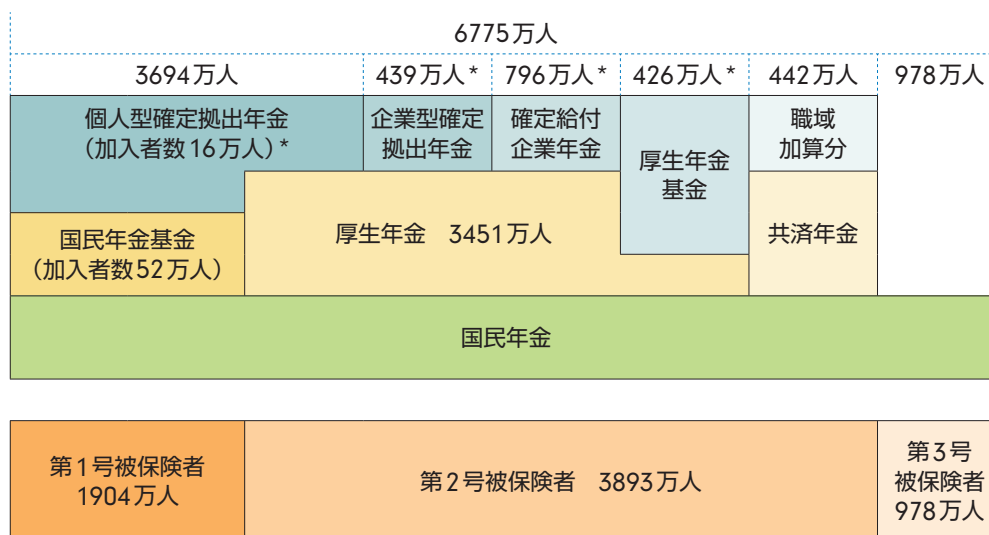
ここでさらに検討しなければならない2つの懸念がある。第1は、現在の働き方の違いによってこの平均額の公的年金が受け取れない可能性が高いこと、第2は今後も現在と同じ年金支給額が受け取れない可能性が高いことだ。

働き方の多様化が大きな懸念材料に

職種で年金制度が異なることから、現役時代の働き方によって年金受給額が大きく異なっていることは課題だろう。厚生年金、共済年金などの2階建て部分がある場合には、夫婦で300万円以上の年金額になっている一方で、国民年金だけの場合には100万円台の年金額にとどまっている。

厚生労働省による老齢年金受給者実態調査(平成23年)によると、現役時代の経歴別に公的年金受給額を比較してみると、かなりの開きがあることがわかる。例えば、最も少ない受給額は夫がアルバイトで妻が自営業中心の場合、年間132.7万円、最も多いのが夫婦ともに正社員の場合で360.5万円と2.7倍の開きがある。

図表3：公的年金制度のカバー範囲



自営業者	非正規雇用など	正規雇用	公務員	被扶養配偶者
	民間サラリーマン			

(注) *は平成25年3月末時点、それ以外は平成24年3月末時点
 (出所) 厚生労働省第1回社会保障審議会企業年金部会 平成25年10月29日付け資料3にフィデリティ退職・投資教育研究所
 が加筆修正

図表4：夫の現役時代の経歴類型別・妻の現役時代の経歴類型別 世帯の平均公的年金年金額（夫婦世帯、65歳以上）

	総数	妻の現役時代の経歴類型							
		正社員中心	常勤パート中心	アルバイト中心	自営業中心	収入を伴う仕事を していない 期間中心	中間的な 経歴	不詳	
総数	299.9	348.1	299.3	270.1	203.3	312.7	305.9	294.9	
夫の現役時代の 経歴類型	正社員中心	334.4	360.5	314.7	307.3	310.7	329.5	325.0	337.5
	常勤パート中心	254.6	264.9	257.2	174.5	—	234.7	254.9	297.3
	アルバイト中心	193.9	268.8	188.7	176.6	132.7	208.3	144.4	148.8
	自営業中心	178.8	308.0	183.8	175.9	169.0	161.0	178.9	163.7
	収入を伴う仕事を していない期間中心	237.7	*258.9	—	—	*211.0	—	*227.1	—
	中間的な経歴	194.8	*195.0	195.0	—	247.5	188.2	183.7	253.3
	不詳	196.7	243.1	189.4	150.6	192.8	203.2	192.4	187.6

(注) 統計表中の(*)は、当該区分に属する集計客体数が3以下であることを表している。

(出所) 厚生労働省高齢年金受給者実態調査 平成23年 表25

最も多い、夫婦ともに正社員の場合には35年間の累計総額は1億2618万円となり、ほぼ必要額を満たすことになる。一方、最も少ない場合には35年間の累計額は4645万円となり、必要額に7500-9500万円ほど不足することになる。現役時代の働き方の差が公的年金の受給額に大きく影響し、それが自助努力で求められる金額に大きな差をもたらすことがわかる。

ちなみに、この収入不足を埋めるために、60代後半の男性で51.1%が仕事を継続している。とはいえ公的年金の全収入に占める割合は60代後半で男性71.3%、女性84.2%と非常に高く、勤労による収入にそれほど依存できないのが実態だ。60代後半で仕事を継続しているうち常勤の正社員は全体のわずか6.4%にとどまっている(注4)。

「標準世帯」では見えない時代

人口構造の変化に内在する世帯の多様化は、いわゆる「標準世帯」といった概念を喪失させ、多くのセグメントに分けてその将来像を考えることを迫ってきている。そのため、退職後の生活のための資産形成を考える際にも「標準世帯」にとらわれない考え方が必要になる。例えば、

【独身と夫婦のみの世帯が過半数に】1995年から2010年までの15年間で総世帯数は794.2万世帯増えたが、そのすべてが単独世帯(554.6万世帯)と夫婦のみの世帯(263.8万世帯)。この2つの類型で全体の52.1%に達する。

【新生児の4分の1が母親35歳以上】新生児の25.9%の母親が35歳以上となっており(2012年人口統計より)、退職時期にまだ子供が教育費を必要とする世帯が推計で今後200万世帯を超えることになりそうだ(注5)。

【3分の1が非正規雇用とアルバイト】雇用者4628.6万人のうち、正規の職員・従業員は3043.6万人で65.8%。派遣社員が153.0万人、パート・アルバイトが1431.9万人で合計34.2%に。

【家族労働が1割以上に】個人・家族だけで事業を行っている事業主が424.1万人、家族の仕事を手伝っている人が232.2万人。個人や家族だけで働いている人が656.3万人と全就業者の11.0%に。

【確定拠出年金加入者が14%に】自分の裁量で運用した結果、受け取る年金額が決まる企業型確定拠出年金の加入者が439万人となり、正規労働者3043.6万人の14.4%に。

図表5：家族の世帯類型別世帯数（1995、2010年）（単位：万人、%）

	1995年		2010年	
	実数	割合	実数	割合
総数	4,390.0	100.0	5,184.2	100.0
単身世帯	1,123.9	25.6	1,678.5	32.4
夫婦のみの世帯	760.6	17.3	1,024.4	19.8
夫婦と子供から成る世帯	1,501.4	34.2	1,444.0	27.9
ひとり親と子供から成る世帯	308.3	7.0	452.3	8.7
その他の世帯	695.8	15.8	576.5	11.1

（出所）平成22年国勢調査 人口等基本集計結果よりフィデリティ退職・投資教育研究所が作成

図表6：従業上の地位、男女別15歳以上（2010年）（単位：万人）

	総数	男性	女性
総数	5,961.1 (100.0%)	3,409.0	2,552.2
雇用者	4,628.7 (77.6%)	2,552.5	2,076.1
正規の職員・従業員	3,043.6 (51.1%)	2,100.2	943.4
労働者派遣事業所の派遣社員	153.1 (2.6%)	63.9	89.1
パート・アルバイト・その他	1,432.0 (24.0%)	388.3	1,043.6
役員	318.0 (5.3%)	243.4	74.7
雇人のある業主	133.7 (2.2%)	109.7	24.0
雇人のない業主（家庭内職者を含む）	424.1 (7.1%)	319.4	104.7
家族従業者	232.2 (3.9%)	48.9	183.3

（注） 従業上の地位が「不詳」は総数に含む。「雇用者」とは会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、「役員」（会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員）でない人。「雇人のある業主」とは、個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。「雇人のない業主」とは個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人で、ここでは家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人を含む。「家族従業者」とは、農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族を指す。

（出所）平成22年国勢調査 産業等基本集計結果データよりフィデリティ退職・投資教育研究所が作成

人口構造の変化が示唆するもの

現在の公的年金の支給水準が、今後も持続するとは考え難い。公的年金の支給開始年齢を65歳へ引き上げる段階的移行は、男性では1961年4月2日以後の生まれ(2014年1月現在53歳以下)の人から、女性では1966年4月2日以後の生まれ(2014年1月現在48歳以下)の人から65歳支給の完全実施となる。また、既に2012年には、65歳からさらに引き上げる議論が出た。その後、この提案は取り下げられたが、公的年金の支給開始年齢の引き上げの議論は待ったなしの状況といえる。

現在の30代が7代になるのは40年後の2050年代、20代が7代になるのは50年後の2060年代だ。その時代の人口構造を国立社会保障・人口問題研究所の予測でみると、65歳以上は今より700－800万人多い3464－3767万人、これを支える現役世代は今より3000万人以上減少する4100－4600万人。20歳から64歳までのすべての人が支える側に回ったとしても2050年で高齢者1人を現役1.23人が、2060年で現役1.19人が支えることになる。単純計算でも現状より現役世代の負担は6－8割増えることになる。その時に高齢者となる現在の20－30代はその生活を世代間扶養で支えられると楽観するわけにはいかないだろう。

現状の年金水準を将来にわたって確保しがたいとすれば、その分、自助努力によって求められる資産額は大きくならざるを得ない。それが明確になってから準備を始めても間に合わない懸念が強い。少しでも早く対策を始める必要があるだろう。

図表7：将来人口予測

年	人口(1000人)				構成比(%)		
	総人口	0-19歳	20-64歳	65歳以上	0-19歳	20-64歳	65歳以上
2010	128,057	22,932	75,642	29,484	17.9	59.1	23.0
2015	126,597	21,760	70,885	33,952	17.2	56.0	26.8
2020	124,100	20,146	67,830	36,124	16.2	54.7	29.1
2030	116,618	16,984	62,784	36,849	14.6	53.8	31.6
2040	107,276	14,665	53,933	38,678	13.7	50.3	36.0
2050	97,076	12,970	46,430	37,676	13.4	47.8	38.8
2060	86,737	11,045	41,050	34,641	12.7	47.3	39.9

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所データよりフィデリティ退職・投資教育研究所作成



第2章 求められる自助努力

1. 退職後の資産形成の重要性に対する理解不足

客観的な環境を考えれば、退職後の生活を支えるための資産形成は不可欠なものだが、若年層にそれが十分浸透しているとは言い難い。

2013年4月にフィデリティ退職・投資教育研究所が実施したサラリーマン1万人アンケートでは、20代男性の32.9%が「投資をしている」と回答している。しかし、同じアンケートで「退職後の資産形成として行っていること」として4つの選択肢から選んでもらうと、資産運用を挙げた20代は、男性で12.2%、女性で2.9%。30代でも12.1%と4.2%とわずかだった。若年層が投資に対して躊躇しているとはいえないが、長期的視野に立って資産運用を行っているわけではないようだ。

実際、投資を行っている3590人に投資対象を聞くと、20代、30代の男性で比率が非常に高いのが外国為替証拠金取引（FX）で、それぞれ26.6%、21.1%がFXを挙げていることなどからも、その姿勢が窺われる（注6）。

図表8：サラリーマンアンケートにみる投資と退職後の資産形成の違い

	投資をしている	退職後の資産形成として行っていること			
		資産運用	計画的貯蓄	できる範囲での貯蓄	何もしていない
20代男性 (1381人)	32.9%	12.2%	19.3%	29.9%	38.5%
20代女性 (1079人)	11.8%	2.9%	20.9%	29.5%	46.7%
30代男性 (2059人)	39.3%	12.1%	15.7%	32.7%	39.5%
30代女性 (1127人)	20.3%	4.2%	20.0%	35.4%	40.5%
全体 (11507人)	31.2%	8.3%	16.6%	33.4%	41.7%

(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所、サラリーマン1万人アンケート、2013年4月

2. 20代、30代のための退職後資産の形成—逆算の資産準備の考え方

退職後資産の形成に必要な計画は、まずゴールの設定から始めたい。設定する最終的なゴールは長寿化が進む中で60歳男性の20%が90歳まで、60歳女性の20%が96歳まで生きる時代であることを考えると、保守的に35年間くらいは生活費を支える資金を想定すべきであろう。これをゴールにここから遡る方法で必要準備額を組み上げる計算「逆算の資産準備」を考えたい。

使うだけの時代—76歳から95歳

95歳で資産がなくなることをゴールとし、人生の最後半は運用からも引退して資産を引き出すだけの時期とする。個人差はあるがその時期を仮に76歳からと想定すると、最後半の20年間は「使うだけの時代」で、そこに必要な資金を75歳時点で用意すればいいことになる。毎月10万円を公的年金以外に引き出して使うと考えれば75歳時点で2400万円必要になる。

使いながら運用する時代—60歳から75歳

退職したとはいえ資産運用からは引退しない時期を60歳から75歳までの15年間と想定する。この期間は、生活のために手持ちの資産を一部使いながら、残りの資産は運用し、「使いながら運用する時代」を築くことが大切になる。引き出し方は、76歳以降で想定した毎年一定額を引き出す「定額引き出し」ではなく、資産の一定率を引き出す「定率引き出し」が重要になる。ちなみに、4%引き出しで、残りの資産を平均3%で運用すれば、計算上、毎年1%ずつ資産が減っていくことになる。75歳で2400万円を残すことを目標にすれば計算上60歳時点で2800万円強の資産があれば達成可能になる。*税金・手数料は考慮せず。

退職後の必要額は「引き出し総額」で考える

自助努力で用意すべき金額（第1章では平均3000-4000万円と推計）と比べると2800万円では不足感が強いだろう。しかし、自助努力の金額は60歳時点ではなく、その後も含めた95歳までに使える資金総額と考えるべきだ。60歳時点で2800万円強の資産あって、これを「(4%で)使いながら(3%で)運用する時代」と「(毎月10万円ずつ)使う時代」を通じて引き出す総額は4036万円となる。

積み立てる時代—30歳からのステップアップ投資

30代で月額4万円、40代で月額5万円、50代で月額6万円の資金を年率平均3%の収益率で定額積立投資をすれば計算上60歳時点で2806万円の資産となる(手数料、税金を考慮せず)。積立額を年代毎に増していくので、これを「ステップアップ投資」と呼ぶ。もちろん、月額4-6万円といった資金を資産形成に捻出できないとの意見も多いが、ボーナスでの積み立ても考慮すれば少し可能性が高まるだろう。また、消費を節約して投資資金を用意しようとする(収入-消費=投資)となかなか実行しづらいものだが、給与天引きなど収入から先に投資資金を確保し残

りを消費する(収入-投資=消費)と考えることで、継続的な実行も行いやすくなるだろう。

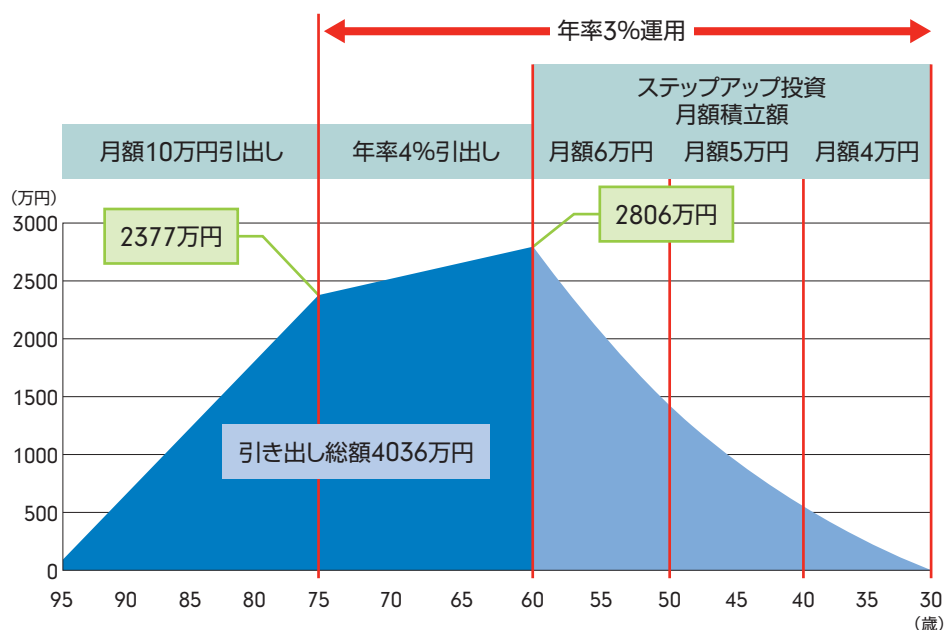
30歳から75歳までの資産運用—45年間平均で年率3%の収益率

一連の「逆算の資産準備」をグラフにしてみると、結局、運用は都合45年間の長期にわたって行うことができる「長期投資」を実現し、前半の30年間は「時間分散」を、また後半の15年間は「定率引き出し」を実行することが特徴となる。投資収益率の安定はなかなか難しい課題だが、45年間という長い期間を考慮すればかなり安定できると考えられ、平均収益率3%の実現の可能性も高まろう。

退職金、再雇用をどう考えるか

60歳時点で退職金のうち1000万円程度を退職後の生活に充当できるとすれば、このグラフでは3800万円強の資産で「使いながら運用する時代」に移ることができる。その場合には、引き出し総額は5474万円で、75歳以降は月額14万円の引き出しが可能になる。また、60歳以降も再雇用や継続雇用で収入を得られる道がある場合には、よりゆとりを持った生活ができる素地ができることになる。

図表9：逆算の資産準備



(注) 手数料・税金は考慮せず。将来の運用を保証するものではありません。
(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所

第3章 確定拠出年金と少額投資非課税制度の共用

1. 自助努力のための非課税制度

自助努力を効率的に行うためには、税制優遇など運用にメリットのある制度を有効に活用する必要がある。ただ、資産形成に役立つ税制優遇措置を列挙してみると、自分の現在の働き方によって使えない場合があること、税制の優遇度合いなどでメリットが違うこと、など注意が必要だろう。

企業型確定拠出年金、勤労者財産形成年金貯蓄などは、所属する企業が制度そのものを採用していなければ利用することができない。またこれらの制度を利用できない自営業者などには、個人型確定拠出年金や国民年金基金が使える制度と伝えよう。

こうした対象者に制約がない非課税制度がNISA（少額投資非課税制度）である。ただ、NISAは年金制度として位置付けられていないことから、拠出額が所得控除の対象とならない点で劣後している。

図表 10：個人の自助努力を支える資産形成制度

個人の自助努力を支える制度	その特徴
企業型 確定拠出年金	2001年の確定拠出年金法の施行でスタート。掛け金は企業が拠出し、加入者が年金資産を自分で運用し、その損益に応じて年金額が決まることが特徴。月額拠出限度額は原則5.1万円（他制度との併用の場合2.5万円）。原則60歳で受給できる。2012年より加入者も追加拠出できる制度（マッチング拠出）がスタート。
個人型 確定拠出年金	上記の制度の下、自営業者などが個人で掛け金を支払うもの。自営業者の月額拠出限度額は原則6.8万円（国民年金基金と合算で）。サラリーマンの場合は原則2.3万円。
勤労者財産 形成年金貯蓄	勤労者が、給与天引きで積み立て年金として受け取ることを目的とした制度（勤労者財産形成年金貯蓄）。持ち家取得を目的とした制度（勤労者財産形成受託貯蓄）とあわせて元利合計550万円までの利息と配当収入は原則非課税。
国民年金基金	自営業者等のための国民年金に年金を上乗せする制度。原則、失業者、主婦、パート、学生などでも加入が可能。保険料が全額社会保険料控除の対象となる。
NISA (日本版ISA)	2014年からスタートした新制度。年間100万円までの利子配当所得ならびに譲渡所得を5年間非課税に。20歳以上の居住者が1人1口座開設できる。10年間の時限措置。

(注) 確定拠出年金の月額拠出限度額の引き上げ（月額5.5万円、他制度との併用の場合2.75万円）が平成26年度税制改正大綱に盛り込まれ、今後審議される見通し。

(出所) 各種資料よりフィデリティ退職・投資教育研究所作成

2. 確定拠出年金だけで老後準備は十分か

運用が非課税で拠出額も所得控除の対象となる企業型確定拠出年金の制度は税制優遇の度合いが相対的に大きく注目できるが、課題も多くなっている。

確定拠出年金の拠出額だけでは足りない自助努力

現状で確定拠出年金の拠出額は平均で1万円強と推定されている。月額非課税の上限は5.1万円だが、給与水準をもとに拠出額が決められていることから制度の上限まで利用が進んでいないのが実情だ。2012年から企業拠出に加えて従業員のマッチング拠出も認められるようになり、マッチング制度を導入する企業が増えているが、それでも個人の意識の低さ、企業拠出金額と同額までしか積み増せない制度面での制約から、現状では十分な自助努力の源泉とはなっていない。

2014年は5年に1度の年金財政検証の年にあたるため、拠出上限の引き上げが実施される見通し(注7)だが、実質的な拠出額の引き上げ(上限の大幅引き上げ、拠出額算出のルールの変更、マッチング拠出のキャップの撤廃など)が待たれるところだ。

図表 11：確定拠出年金の拠出額の平均値

	2009年3月末	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
1人当たり資産額	1,166,493円	1,293,712円	1,316,814円	1,387,137円	1,500,899円
1人当たり掛金額	127,553円	124,656円	124,993円	127,055円	126,847円
1人当たりマッチング拠出額	—	—	—	10,954円	6,734円

(注) 1人当たり資産額は加入者及び運用指図者が対象。1人当たり掛金額は期末と期初の平均加入者数で除して求めた数値(年額)。マッチング拠出は2012年1月より開始されたためそれ以前のデータはない。1人当たりのマッチング拠出額は3月末の加入者掛金拠出者人数で除して求めた数値(月額)。

(出所) 運営管理機関連絡協議会 確定拠出年金統計資料2002年3月末～2013年3月末 より



確定拠出年金に対する加入者の不満と現実的な解決策

2013年にフィデリティ退職・投資教育研究所が実施したサラリーマン1万人アンケートで、確定拠出年金の改善点を聞いた結果、加入者の中からは、手続きの簡便化、中途引き出し制度の緩和、代行運用の仕組み、掛金上限の引き上げなどが多く挙げられている。

中途引き出しの持つ2つの側面を理解する必要があるだろう。原則、60歳まで引き出せないことで退職に伴う資産形成に資金を固定できるメリットがある一方で、途中で引き出す必要が生じた場合に対応できない機動力の無さとそれを懸念して加入に躊躇する点だ。退職後の資産形成の重要性を鑑みると、退職に向けての資産形成を途中で断念させない強制力として原則引き出せないという制度を重視し、引き出しが自由にできる少額投資非課税制度（NISA）との併用を推進することで、中途引き出しのニーズに対応できるように考えることが現実的な解決策として望ましいだろう。

掛金の引き上げは既に議論をしてきたとおり不可欠だろう。また代行運用の導入は、制度の変更を必要とせず、年齢に応じて自動的に資産配分の変更を行うターゲット・イヤー・ファンドを提供することで対応できるはずだ。また、注目しておきたいのが、制度の加入対象者を拡大してほしいとの要望が確定拠出年金を知っているものの加入できないサラリーマンから多くの要望が寄せられていることだ。

図表12：確定拠出年金の改善要望点

(単位：人、%)

	全体 (4219人)	DC加入者 (1766人)	DC非加入者 (2453人)	解決の一案
中途引出や積立資産からローンを受けられる制度など設けてほしい	27.5%	31.4%	24.7%	確定拠出年金は退職後の資産形成用として位置付け、中途引き出しの代わりにNISA(少額投資非課税制度)を活用。
掛金の上限をなくすかもっと引き上げてほしい	19.3%	25.0%	15.3%	非課税限度額の引き上げのほか、マッチング拠出の有効利用、並びにNISAへの拠出も含めた総合的な非課税貯蓄を推進
本人の代わりに資産運用をしてくれる仕組みがあると良い	28.1%	28.9%	27.4%	ターゲット・イヤー・ファンドなど、年齢に応じたリアロケーションを可能にする投資商品を活用
手続きを簡単にしてほしい	37.5%	34.4%	39.8%	
店頭で色々な手続き・相談ができると良い	14.0%	11.6%	15.8%	
色々な運用商品を入れてほしい	20.9%	22.6%	19.7%	
制度の加入対象者(加入資格)を拡大してほしい	18.7%	9.6%	25.4%	個人型確定拠出年金の使い勝手の向上

(注) サラリーマン1万人のアンケート対象者で、確定拠出年金制度を知っていると回答した4219人に追加質問を実施。

(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所、サラリーマン1万人アンケート、2013年4月

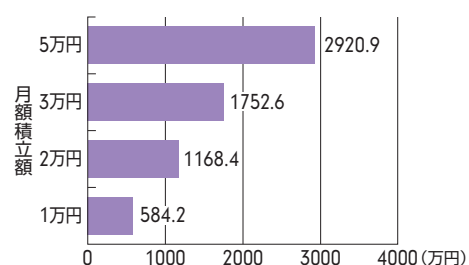
3. 確定拠出年金とNISAの相互補完性—Workplace NISAに向けて

確定拠出年金の目的が退職後の資産形成に絞り込まれていることで、引き出し自由な制度であるNISAとの相互補完的な位置づけが明確にできると考えられる。例えば、退職まで引き出せない確定拠出年金では退職後の生活費を賄う資産形成に特化させ、住宅資金や教育資金など退職以前に引き出しが必要になる資金需要には少額投資非課税制度(NISA)を活用して、相互の制度的特性を生かした活用方法を考えることができる。こうした職域での福利厚生の一環として、確定拠出年金とNISAの相互補完的に共用することを、英国での同様の活用形態であるWorkplace ISAにあわせて、Workplace (ワークプレイス) NISAと呼んで日本でも広げていく必要がある。

Workplace NISAで 老後資産形成を

ちなみに、前述のとおり確定拠出年金での月額拠出額を1万円とすると拠出額は年間で12万円、30歳からの30年間累計で360万円。これを30歳の時から年率3%で運用し続けたとすると60歳になる時点で584万円にしかならない。これでは必要額には遠く及ばない。

図表 13：30歳から毎月一定額を積み立て3%で30年間運用すると



(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所

例えば確定拠出年金の口座で月3万円の積み立てのもと年率3%で運用すれば、30年後には1750万円強の資産になる。これにNISAの5年間累計非課税投資総額500万円を加えれば、2250万円となる。夫婦でNISAを使えばさらに500万円上積みでき2750万円の資産を非課税で作ることができる。もし月5万円まで拠出額を増やすことができれば、同様の条件で30年間に2921万円にまで資産を拡大できる。これなら「逆算の資産準備」の章で推計した数値に近くなる。これに夫婦のNISA口座1000万円の上乗せも可能になる。

図表 14：確定拠出年金制度と少額投資非課税制度の比較

	確定拠出年金制度	少額投資非課税制度
対象者	制度採用企業、自営業者(潜在対象者数約5000万人)	20歳以上の居住者(潜在対象者数約1億人)
加入者	企業型439万人、個人型17万人(2013年3月現在)	358万人(2013年10月1日現在申込者数)
非課税のメリット	投資時点非課税、投資期間中非課税、引出時課税	投資時点課税、投資期間中非課税、引出時非課税
非課税対象金額	企業型：最大月額5.1万円。 個人型(国民年金基金との合算)：6.8万円	最大年額100万円
引き出しの自由	60歳まで原則引き出し不可	いつでも売却が可能
非課税期間	受給開始時点まで	投資を開始した年を含む5年間

(注) 平成26年度税制改正大綱に企業型確定拠出年金の掛け金上限引き上げが盛り込まれた。5.1万円から5.5万円に。

ところで、確定拠出年金加入者は投資リテラシーが高く、投資の効率的な非課税手段であるNISAのメリットを理解する人が相対的に多いようだ。このため、確定拠出年金の加入者はNISAをともに活用する潜在的な可能性が高いようだ。フィデリティ退職・投資教育研究所がサラリーマン1万人に実施したアンケート(2013年4月時点)で、NISAを知っている1691人を確定拠出年金加入者と非加入者に分けて分析してみると、確定拠出年金加入者の方がNISAへの積極姿勢を示していることがわかった。確定拠出年金加入者は「初めて投資をしてみようと思う」、「投資額を増やそうと思う」とNISAに積極的な対応を考えていると回答した人の累計は44.0%に達し、確定拠出年金非加入者の29.2%を大きく上回った。

図表 15：確定拠出年金加入者のNISA導入による投資態度の変化 (NISA認知者対象) (単位：%)

	初めて投資をしてみようと思う	投資額を増やそうと思う	より低いリスク・リターン投資商品を選ぼうと思う	より高いリスク・リターンの投資商品を選ぼうと思う	家族の口座を作ろうと思う	生前贈与の手段として考えたいと思う	特に変わらない	税率が20%に引き上げられるので投資はやめようと思う	その他
全体 (n = 1691)	9.0	25.0	10.3	8.6	6.9	2.9	46.6	3.0	3.4
確定拠出年金加入者 (n = 550)	13.1	30.9	13.6	15.5	9.1	4.2	34.7	3.5	3.1
確定拠出年金非加入者 (n = 1141)	7.0	22.2	8.8	5.3	5.8	2.3	52.3	2.7	3.6

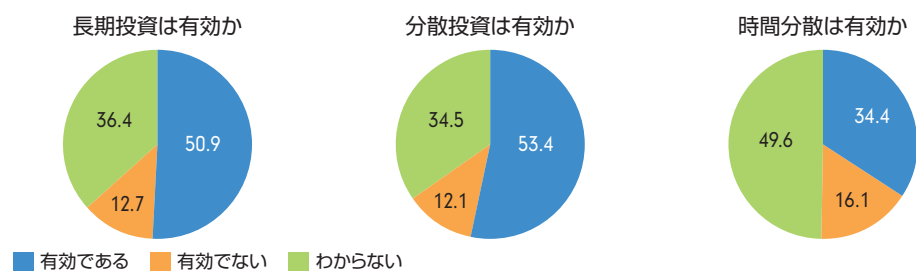
(注) 確定拠出年金加入者は、確定拠出年金に加入していると申告した回答者数、確定拠出年金非加入者は加入していないと申告した回答者とわからないとの回答者数を合計。

(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所、サラリーマン1万人アンケート(2013年4月)

課題は時間分散の理解

ただ、課題は相対的に投資リテラシーが高いといっても、積立投資の効用を最も説明できる「時間分散」への理解が、「長期投資」や「資産分散」よりも大きく劣っていることだ。確定拠出年金、NISAはともに若年層にとって、非課税で積立投資ができる有効な枠組みであり、積立投資への理解が不十分であることはせっきくの有効活用にブレーキをかけることにもなりかねない。この点は投資教育面からの課題といえる。

図表 16：確定拠出年金加入者の投資リテラシー (単位：%)



(注) 確定拠出年金制度に加入していると回答した2457人が対象

(出所) フィデリティ退職・投資教育研究所、サラリーマン1万人アンケート、2013年4月

4. Workplace NISA を見据えた NISA と確定拠出年金の制度改善の方向

NISAの制度面からWorkplace NISAの潜在的可能性をみると、①引き出しが機動的であることで老後資産形成のみならず他のライフイベントに向けた資産形成にも有効で、それが結果的に老後資産形成へのインセンティブになる、②20歳以上であればだれでも口座を開設できることで従来の老後資産形成のための非課税制度の恩恵を受けにくい層にもその効果を拡大できること、の2点が指摘できる。

もちろん、現状では上記2点をより確固たるものにするためにはNISAの制度改善も不可欠だろう。確定拠出年金との併用を進めるためには、技術的な側面も含めて、下記の点が改善の方向として指摘できよう。

- 1) 制度自体の恒久化——現状2023年までの10年間の時限措置だが、これを恒久化して若年層の老後資産形成の一助とする。金融庁の2014年度税改正要望には恒久化が含まれていた。
- 2) 口座移管の実現——確定拠出年金加入者拡大にあわせてNISAの口座開設金融機関が自由に選択できるようにすることでWorkplace NISAの効率が高まる。2015年度の税制改正大綱に盛り込まれ、2015年から実現の可能性が高まっている。
- 3) 非課税期間の拡充——英国のISA同様に非課税期間を恒久化し、より一層長期的視野に立っての確定拠出年金との併用を可能にする。

一方、確定拠出年金の持つ老後資産形成における優位性をさらに高め、Workplace NISAの中核制度とするためには、確定拠出年金制度においては、

- 1) 加入対象者の拡大——個人型確定拠出年金の制度枠組みで専業主婦に、企業型確定拠出年金の制度枠組みで公務員にも対象者を広げることで国民全体の制度とする。
- 2) 拠出限度額の引き上げ——限度額の大幅引き上げは確定拠出年金とNISAの機能的な活用に寄与する。月間5.1万円の拠出額では十分な老後資産形成につながらない。

両者の制度拡充で最終的には、確定拠出年金とNISAの違いは、課税時点（確定拠出年金は受け取り時、NISAは課税後資金での投資時点）と引き出しの自由度の2点に絞られ、それぞれにその特徴を利用し、広範囲の資産形成ニーズに対応した非課税制度として利用できることになる。

英国における Workplace ISA とは

Workplace NISAの考え方は、NISA（少額投資非課税制度）の母国英国で最近になって注目され始めている Workplace ISAが参考となっている。

Workplace ISAは、英国政府が2011年4月6日以降の年金の所得控除上限の引き下げを決定した以降に、急速に注目され始めている。年金の所得控除上限は毎年度1万ポンドずつ引き上げられ、2010－2011年度では25.5万ポンドの高水準だった。これが2011－2012年度から5万ポンドへと大幅に引き下げられることになった。

この制度変更に伴って、所得の多い従業員に拠出上限の引き下げによって起こる不利益を相殺するような福利厚生の一環として企業側にはISAを提供する意味があると考えられた。

企業は、年金への拠出額が引き下げられたことで、その分を給料に上乘せしそれをそのままISAに給与振り込みできるようにしている。若年層は、年金よりもフレキシビリティのあるISAを選択する傾向が強いのも特徴。また、ISAは年金制度の補完として考えられている。年金が長期の資産形成であることに対して、中短期の資産形成として補完するISA、年金だけでは不足する資金を長期投資で補完するISA、といった見方ができる。

英国のフィデリティでは、Workplace ISAの採用企業数は2012年の段階で14社、従業員数で40,000人規模から、2013年秋には20社、従業員数で60,000人程度が対象へと拡大している。特に20社のうち半分程度はフィデリティが確定拠出年金の運営管理業務を受託していないにもかかわらず、Workplace ISAではフィデリティを採用している。こうした制度の前提として毎年ISA口座を変更できることが重要となっている。Workplace ISAの便利さから、従来のISA口座を閉鎖して企業と提携したISA口座に移管することが必要になる。



脚注

- (注1) 厚生労働省平成23年簡易生命表をもとに60歳時点の20%の確率で生きる年齢を計算すると、男性で90歳10カ月、女性で96歳11カ月。これをもとに60歳から95歳までを想定して35年間とした
- (注2) フィデリティ退職・投資教育研究所が家計調査をもとに50代後半の支出に対して65歳以降の支出がどれくらいの水準になるかを比率で算出。フィデリティ退職・投資教育研究所 Viewpoint「年代別退職準備の考え方」2010、目標代替率を参照
- (注3) 国税庁平成24年民間給与実態統計調査による50代後半の男性の平均給与は618万円
- (注4) 厚生労働省老齢年金受給者実態調査 平成23年より。60代後半の就労率、常勤正社員率は表10「性別・本人の年齢階層別・本人の現在の就業状況別構成割合」、全収入に占める公的年金の比率は表6「性別・本人の年齢階層別本人の公的年金収入の収入総額に占める割合の平均」を参照
- (注5) 退職時期に子どもがまだ就学期にあり、加えてその親世代が80代後半の介護適齢期である現役世代を「トリレンマ世代」と命名。詳細はフィデリティ退職・投資教育研究所レポート「30代の退職準備懸念 親の介護、自分の退職、子供の教育を同時に抱えるトリレンマ世代」2011年2月を参照
- (注6) フィデリティ退職・投資教育研究所レポート「払拭されない老後難民への懸念」、2013年5月を参照
- (注7) 平成26年度税制改正大綱に企業型確定拠出年金の拠出上限の引き上げが盛り込まれている。現状5.1万円を5.5万円(他制度との併用の場合には2.75万円)に引き上げる内容。

重要情報

- 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料に記載されている個別の銘柄・企業名については、あくまでも参考として申し述べたものであり、その銘柄又は企業の株式等の売買を推奨するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。
- 投資信託のお申し込みに関しては、下記の点をご理解いただき、投資の判断はお客様自身の責任においてなさいますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。
- 販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資信託は、国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。従ってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面を良くご覧下さい。
- 投資信託説明書(目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
- ご投資頂くお客様には以下の費用をご負担いただきます。
 - 申込時に直接ご負担いただく費用：申込手数料 上限 4.4%(消費税等相当額抜き 4.0%)
 - 換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保金 上限 1%
 - 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 上限 年率 2.123%(消費税等相当額抜き 1.93%)
 - その他費用：上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。
- ※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
ファンドに係る費用・税金の詳細については、各ファンドの投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

ご注意) 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。
費用の料率につきましては、フィデリティ投信が運用するすべての公募投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しておりますが、当資料作成以降において変更となる場合があります。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に良く目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

(2019年10月1日現在)

BCR140107-1

フィデリティ投信株式会社



フィデリティ投信株式会社 金融商品取引業者
登録番号：関東財務局長（金商）第 388 号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会